

1. 事故発生の日時 令和3年6月1日(火) 14時50分頃

2. 事故発生の場所 田辺市

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：道路改良工事

工期：令和2年10月29日～令和3年7月25日

4. 請負業者 県内建設業者

5. 事故発生状況

大型ブロック積背面への裏込碎石の投入及び敷き均し作業を重機のオペレーター1名と作業員2名の計3名で行っていたところ、敷き均し作業を行っていた作業員1名(被災者)が大型ブロックの天端から高さ約4m下の川に墜落した。

○男性1名死亡

6. 事故原因

- ・高さ2m以上の作業床の端で墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある箇所にもかかわらず、手すり等の墜落防止措置を講じていなかった。
- ・作業床として利用していた大型ブロック積の天端に工事用資材が雑然と置かれ、整理整頓がなされておらず、足元が気になる等、作業員の注意力が散漫になりやすい状況だった。
- ・事故発生当時、元請として統括的に施工を管理すべき現場代理人がやむを得ない理由(通院)により不在であったため、適切な安全指導ができていなかった。

7. 改善対策

- ・高さ2m以上の箇所での作業時は、墜落防止措置として手すりを設置する。
- ・現場内の整理整頓を徹底し、工事現場の安全な環境整備を行う。
- ・現場代理人と監理技術者を兼務せず、新たに現場代理人を他の者に変更し元請不在とならない施工体制とする。
- ・作業開始前にはKY、現場の点検等を実施し、安全対策に不備がないことを確認する。